

AI時代における知的財産権に関する御意見の募集について

令和5年10月5日
内閣府知的財産戦略推進事務局

生成AIをはじめとするAI技術の急速な進歩は、社会における様々な創作活動の在り方にも影響を及ぼしており、AIと知的財産権の関係をめぐり新たな課題を惹起しています。様々なAIツールが生み出され、普及していく中であって、それらの開発・提供・利用を促進し、我が国経済社会の発展につなげていくためにも、生成AIがもたらす懸念やリスク等への対応を適切に行う必要があります。

そこで、内閣府知的財産戦略推進事務局においては、AIと知的財産権との関係をめぐる課題への対応について、関係省庁における論点の整理等も踏まえつつ、必要な対応方策等を検討するため、「AI時代の知的財産権検討会」(以下、「本検討会」と称します)を開催しています(第1回:10月4日開催)。

つきましては、今後の検討に資するため、本検討会における検討課題に関し、広く皆様から御意見を募集します。

記

1. 意見募集の対象

本検討会が検討対象としている以下の各項目

※ 各項目の内容・趣旨等については、別添(本検討会第1回配付資料)を合わせて参照してください。

<項目>

I. 生成AIと知財をめぐり懸念・リスクへの対応等について

- ① 生成AIと著作権の関係について、どのように考えるか。
- ② 生成AIと著作権以外の知的財産法との関係について、どのように考えるか。
- ③ 生成AIに係る知的財産権のリスク回避等の観点から、技術による対応について、どのように考えるか。
- ④ 生成AIに関し、クリエイター等への収益還元の在り方について、どのように考えるか。
- ⑤ AI学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備について、どのように考えるか。
- ⑥ ディープフェイクについて、知的財産法の観点から、どのように考えるか。
- ⑦ 社会への発信等の在り方について、どのように考えるか。

II. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について

- ① AIによる自律的な発明の取扱いの在り方について、どのように考えるか。
- ② AI利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題について、どのように考えるか。

2. 提出様式

別添提出用フォーマットに、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、提出期限までに日本語で提出してください。

御意見については、必ず、具体的な理由や根拠事実とともに御提出ください(A4判、自由様式)。

3. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

令和5年10月5日(木)から令和5年11月5日(日)まで(必着)
(郵送についても、締切日に必着とします。)

4. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 内閣府知的財産戦略推進事務局における配布
(千代田区永田町 1-6-1 内閣府本府庁舎3階 326)

5. 提出方法・提出先

提出は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、郵送又はFAXの場合、提出頂いた意見書を電子媒体でも提出していただくようお願いする場合があります。

(1) 電子メール

○下記メールアドレスへの送付又は URL より送信可能です。

i.ip-contents.t7n@cao.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。送信の際には、「※」を「@」(半角)に変更してください。

※メールにて御意見を提出される場合には、ファイルの添付はせず、メール本文(テキスト形式)に直接御意見等を入力してください(ファイル添付によるトラブル防止のため)。

<https://form.cao.go.jp/chitekizaisan/opinion-0012.html>

○御意見提出〆切:【令和5年 11 月5日(日)17:00】

(2) 郵送

○送付先: 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府本府庁舎 3 階
内閣府知的財産戦略推進事務局 宛て

封書の場合は、必ず封書表面に「AI時代の知的財産権に関する意見書在中」と記入してください。

○御意見提出〆切:【令和5年 11 月5日(日)必着】

(3) FAX

○FAX 番号: 03-3581-4351

○御意見提出〆切:【令和5年 11 月5日(日) 17:00】

6. 留意事項

(1) 提出意見の取扱い

本意見募集で提出された御意見につきましては、今後の会議における議論の参考とさせていただきます。

御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見提出者名、意見提出者の属性(職業又は業種)及び提出された御意見の内容を公表する場合があります。但し、個人で提出された方の氏名は公表いたしません。法人等にあつてはその名称及び代表者名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。また、提出意見の内容について公表を望まれない場合には、その箇所及び理由を明記してください。

また、提出意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。意見募集期間の終了後に提出された御意見や今回の意見募集の趣旨と関係のない御意見については、提出案件として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください

(2) 提出内容のヒアリング

御提出いただいた御意見の内容について、事務局より別途ヒアリングをお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【本件に関する連絡先】
内閣府 知的財産戦略推進事務局
コンテンツ振興担当: 白鳥、樋口、米田
電話番号: 03-3581-0324(代表)

提出用フォーマット

意見 提出者名	所属(会社名・団体名等) または職業(個人の場合) 氏名(※)	
	住所(※)	
	連絡先	連絡担当者氏名: 電話: e-mail:

※ 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

I. 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について

- ① 生成AIと著作権の関係について、どのように考えるか。

【御意見】	【理由・根拠事実】

- ② 生成AIと著作権以外の知的財産法との関係について、どのように考えるか。

【御意見】	【理由・根拠事実】

- ③ 生成AIに係る知的財産権のリスク回避等の観点から、技術による対応について、どのように考えるか。

【御意見】	【理由・根拠事実】

- ④ 生成AIに関し、クリエイター等への収益還元の在り方について、どのように考えるか。

【御意見】	【理由・根拠事実】

- ⑤ AI学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備について、どのように考えるか。

【御意見】	【理由・根拠事実】

⑥ ディープフェイクについて、知的財産法の観点から、どのように考えるか。

【御意見】	【理由・根拠事実】

⑦ 社会への発信等の在り方について、どのように考えるか。

【御意見】	【理由・根拠事実】

II. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について

① AIによる自律的な発明の取扱いの在り方について、どのように考えるか。

【御意見】	【理由・根拠事実】

② AI利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題について、どのように考えるか。

【御意見】	【理由・根拠事実】

III. その他

(上記の他、本意見募集に関わる項目についての御意見や情報提供)

【御意見】	【理由・根拠事実】

【情報提供】